

# 中国国際民事訴訟法における合意管轄について

徐 瑞 静

本稿は、2011年に修正された中国民事訴訟法の内容に沿って、中国法上における涉外契約の合意管轄にかかわる学説及び司法実践を整理した上で、合意管轄の効力発生要件に関する立法上の根拠が欠けている中であって、最高人民法院が如何に合意管轄の効力を判断してきたかを紹介する。改正法により、国内及び涉外契約を締結する当事者の意思自治の最大限の実現のため、合意管轄権の連結要素の拡大を通じ、内外当事者の訴訟上の平等を図り、かつ、双方当事者の意思自治を尊重する一方、管轄権を取得した外国裁判所が紛争を裁決した後、外国裁判所による判決を中国で最終的に承認執行できるか否か、とりわけ、涉外事件の当事者利益を司法救済することができるか否か、という従来の論点に論及する。管轄と判決の承認執行との理論上の一貫性を踏まえた上で、紛争当事者の意思自治のあり方について考察する。

keywords : 意思自治、国際私法、国際民事訴訟法、合意管轄、判決の承認執行

## 目 次

- 一 はじめに
- 二 合意管轄の意義
  - (1) 合意管轄制度の基礎理論
  - (2) 国際私法と国際民事管轄との関係
  - (3) 中国法上における意思自治に関する学説の整理
- 三 中国法上における合意管轄の規則
  - (1) 国際条約
  - (2) 国内法の一般規定
  - (3) 合意管轄の効力発生条件
- 四 若干の考察
  - (1) 実質的関連性の判断基準
  - (2) 合意管轄と互惠原則の関係
- 五 おわりに

## 一 はじめに

今日、国家、組織、個人による国際的な貿易投資、資産流動、並びに、それらによる利益の分配が経済発展の趨勢となっている。多分野に亘る活動は、国によりまた、地域によって異なる政治、経済、法律とは別に、涉外民商事紛争における国

家主権原則を保ちつつ、如何に国際取引の安全を図るべきか、当事国、立法者のほか、外国投資家の関心を集めている。公平かつ合理的に、実体法、手続法を通じて管轄権を有する裁判所による判決が、相手国に承認執行されるためには、国際民商事事件管轄問題の解決が国際紛争の起点であると考えられる。

国際裁判管轄とは、民事裁判に関していえば、主権国家が国際的にみて自国の民事裁判制度に依拠して裁判を行なう管轄権を意味している。国家内の特定の裁判所の裁判管轄とは異なり、いわば国家を単位とした裁判管轄概念であるということが出来る。特定の民事紛争について、いかなる場合にも、いずれかの国家が裁判権を有するかという問題については、時代により、国により、一様ではなく、国際裁判管轄という概念を用いた対応は、その一つの方法であるということが出来る<sup>1</sup>。日本においては、長い間、国内法の中にこれに関する明文規定が存在せず、判例により形成された規則に依拠せざるをえない状態が続いたが<sup>2</sup>、2011年法律第36号により、民事訴訟法及び民事保全法

<sup>1</sup> 櫻田嘉章『国際私法（第6版）』（有斐閣、2012年）319頁以下、木柵照一＝松岡博＝渡辺惺之『国際私法概論（第5版）』（有斐閣、2007年）282頁（渡辺）参照。

<sup>2</sup> 最高裁判所昭和56年10月16日第二小法廷判決（民集35巻7号1224頁）は、マレーシア航空事件において、「国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない状況のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが

の一部が改正され、それぞれにおいて国際裁判管轄の規定が明文化された<sup>3</sup>。民事訴訟法改正により新たに設置された国際裁判管轄に関する明文規定は、現代的な要請に対応するための一部の例外を除いては、これまで判例により形成された規則を基本的に踏襲するものであり、とりわけ、合意管轄については、書面性（電磁的記録をも含む）を要求しているが（民事訴訟法第3条の7第2項・第3項）、その一方、最高裁判昭和50年11月28日判決が判示したように、「外国の裁判所にのみ訴えを提起できる旨の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは」、これを援用できないとしている（同条第4項）。なお、同判決は「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序に違反するとき」には管轄合意は無効であるとしたが、かかる問題については、改正後の民事訴訟法は触れていないため、上記判旨は依然として重要な意義を有している<sup>4</sup>。

中国においては、1991年に施行された民事訴訟法に対して、2007年10月28日の第一次修正に引き続き、2012年8月31日に第二次修正が行なわれた。その修正内容は、管轄問題にかかわる条文について、主に、四つにまとめられた。すなわち、①会社設立、解散等の紛争による管轄規則を創設した（第26条）。②かつての書面による合意管轄の他に、さらに、その他の財産に関する紛争管轄規則を新たに創設した（第34条）。③当事者による管轄権の異議申立制度を審理前の準備手続きに移し、また、同条に応訴管轄制度を認めるようになった（第126条）。そして、④上級裁判所と下級裁判所との間の審級移送管轄を制限した（第38条）。

## 二 合意管轄の意義

涉外私法事件を処理する国際私法において言及される管轄問題とは、国際民事訴訟法上の管轄権問題であるが、本来、国際私法における準拠上選択における合意による選択とは異なる。前者は、当事者の間に起きた紛争をいずれの裁判所によって審理裁判するかを決定することであり、後者は、当事者が合意によって選択された法律をもって両国当事者の実体的権利義務を解決することを目的とするものであって、両者は、完全に次元の異なる問題である。1987年に最高人民法院によって公布された司法解釈においては、当事者の合意選択、または、人民法院が密接関連原則によって確定した契約の準拠法は、抵触法規範及び手続法を除き、現行の実体法を指すことである。そのため、紛争を処理する実質法を選択したとは言えるが、裁判を管轄する裁判所まで選択したとは認められない。

### （1）合意管轄制度の基礎理論

合意管轄とは、民商事事件の当事者が自らの法律関係のある特定の裁判所によって審理することを約定することであり、それにより、当該裁判所は、当事者の合意を通じて、当該事件を審理する権限を有することとなる。合意管轄制度はローマ時代まで遡ることができ、その後の長い間、とくに商人達にとって紛争を解決する優れた手段と認められたが、その一方、かつての英米法系国家では、個人間の合意をもって裁判所の管轄権を制限したり変更したりすることは、裁判所管轄権を回避する合意であって、それは公共政策に反するも

相当」とした上で、かかる「条理」に適用場合は「わが民法の国内の土地管轄に関する規定」に列挙されている「裁判所のいずれかがわが国内にあるとき」であると判示した。また、最判昭和50年11月28日第三小法廷判決（民集29巻10号1554頁）は、チサダネ号事件においては、専属的な合意管轄に関して独自の判断を示した。すなわち、「成分法規が存在しない」という前提の下、「民事訴訟法の規定の趣旨をも参照しつつ条理に従ってこれを決すべき」とした上で、「国際的裁判管轄の合意の方式としては、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りる」とし、そして、「その申込と承諾の双方が当事者の署名のある書面による」必要はないと判示した。また、外国の裁判所を指定する合意については、「当該事件がわが国の裁判権に専属的に服するものではなく」、「指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件につき管轄権を有すること」が必要であるとも示した。なお、管轄合意の有効性については、「右管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき等の場合は格別」である旨の留保も付している。

<sup>3</sup> 神前禎＝早川吉尚＝元永和彦『国際私法（第3版）』（有斐閣、2012年）245頁参照。

<sup>4</sup> 神前＝早川＝元永・前掲書254頁以下参照。

のであって認められなかった。当事者の合意によって国家の司法管轄権を変更することを認めることは、司法の威厳を損なうことであると考えられていたからである。その後、20世紀半ば頃になって、合意管轄制度は、ようやく英米法系に取り入れられた<sup>5</sup>。英米法系国家は判例を通じて合意管轄を認め、1955年に、アメリカは、Muller and Co. v. Swedish American Line Ltd.事件を通じて、協議管轄の禁止を解いて、当事者の合意管轄を認めるようになった<sup>6</sup>。1986年の『第二リステイトメント』は、全面的に合意管轄を認めており、さらに、1991年のCarnival Cruise Lines, Inc. v. Shute事件においても、連邦最高裁判所は、再び、管轄合意の有効性を認めた上で、当該規則の例外はかなり限られると述べている<sup>7</sup>。イギリスは、1970年のElefthria事件において合意管轄を認めるようになった。

また、大陸法系国家も合意管轄に対する態度を変え、相次いで国内立法において合意管轄を認めた。フランスはその新しい民事訴訟法典第41条において意思自治原則を認めており、また、同じ大陸法系のドイツ、日本のいずれの民事訴訟法においても合意管轄に関する規定が設けられた<sup>8</sup>。

合意管轄は意思自治の反映であり、私的自治、契約自由原則と国家主権原則の妥協によってもたらされた結果である。そこにおける意思主義という用語は様々な文脈で用いられており、例えば、法律行為（契約）の解釈においては、表示主義と対立する立場が意思主義と呼ばれる。また、物権変動においても、形式主義に対する立場が意思主義と呼ばれる。これらはいずれも民法の解釈論上の一つの立場である。しかし、もともと意思主義は、契約の拘束力の根拠を意思に求める哲学的理論として、17世紀頃まで遡る。19世紀に至り、経

済自由主義の潮流が支配的になるとともに、法の様々な領域で、当事者の意思を判断基準の統一的な根拠にしようという考え方が登場したが、これが、フランスにおいては意思自治 (autonomie de la volonté)、ドイツにおいては私的自治 (Privatautonomie)、英米においては意思理論 (will theory) などと呼ばれる立場である。前述の意思主義は、その理論的淵源とすることができる<sup>9</sup>。

## (2) 国際私法と国際民事管轄との関係

国際私法とは、涉外私法関係の紛争において、一定の要素を連結点として紛争関係を解決する準拠法を規定する法規である。これに対して国際民事管轄とは、国際的紛争解決のためにいずれの国の裁判所が裁判するかを決する手続規則をいう。前者は実体法選択に関する国内法であり、後者は裁判所選択、あるいは裁判管轄分配に関する国際規定の不在を補う国内法のことをいう。このため、両者は法の対象とする領域が全く異なっているから、そこにおいて作用すべき原理において一致するものは原則として存在しない。しかし、両者はその解決の規則において、国内法でありながら、国際性を有する事件に対処する点において共通のものを有している<sup>10</sup>。一般的に、管轄の合意には、法定管轄以外に管轄を創設するものと、法定管轄を排除するものがあるが、いずれの合意も、当事者自治の原則に鑑みれば、国際裁判管轄においても原則的に許されるべきものである。しかし、身分関係事件にあつては、財産関係事件とは異なり、その公益的性格からみて、当事者の自由な処分が制限を受けることがあり、合意により国際裁判管轄権が創設されるという意味における合意管轄は、身分関係訴訟については許されていないと解すべきであろう<sup>11</sup>。もっとも、離婚に関しては、当事者による任意処分が実体法上は許されている

<sup>5</sup> 張茂『美国国際民事訴訟法』（中国政法大学出版社、1999年）82頁参照。

<sup>6</sup> 高凤仙『美国国際司法之发展趋势』（台湾商务印书馆、1990年）147頁参照。

<sup>7</sup> 張・前掲82頁以下参照。

<sup>8</sup> 張彩云「对我国民事訴訟法协议管轄制度的检讨与完善—以民事訴訟法修正案第34条为视角」『学术月刊』2013年15頁参照。

<sup>9</sup> 北村一郎「私法上の契約と『意思自律の原理』」岩波講座『基本法学4 契約』（岩波書店、1983年）所収、星野英一「意思自治、私的自治の原則」『民法講座1 民法総則』（有斐閣、1984年）所収、内田貴『民法Ⅱ 債権各論』（東京大学出版会、1998年）14頁参照。

<sup>10</sup> 馬越道夫編『論点・国際民事訴訟法&民事訴訟法の改正点』（不磨書房、1998年）17頁以下参照。

<sup>11</sup> 木棚＝松岡＝渡辺・前掲書262頁以下（渡辺）参照。

こと、手続き面でも調停については合意管轄が認められていること（家事審判規則第129条）、などを勘案すれば、管轄の合意は、少なくとも、昭和39年3月25日の最高裁判所判決<sup>12</sup>の立場に従えば、被告の住所が日本国内にない場合には、例外的に日本国の管轄を肯定すべき諸事情の一つとして考慮されてよいであろう<sup>13</sup>。

国際私法上における合意管轄は、当事者が涉外民商事事件にかかわる紛争について、ある国の裁判所で審理することの合意をもって、法定管轄と異なる管轄権決定の方法であり、そのため、合意管轄は、当事者の意思自治を礎にしている属地管轄、属人管轄、専属管轄と肩を並べている。中国においては、1991年の民事訴訟法制定前に、合意管轄は当事者の意思を尊重することを法の根拠としていながら、協議管轄は認められなかった。中国が市場経済を実施後、他国間との貿易活動が盛んになって、涉外民商事紛争が増え、国際民商事管轄に関する問題の改善が図られた結果、現在、中国では涉外民商事契約における合意管轄権条項の効力を認めるようになっている。

### （3）中国法上における意思自治に関する学説の整理

一般に、意思自治は契約自由の中核であるが、中国においても、意思自治に関する本質と意義については、研究者の理解によって異なっている<sup>14</sup>。法社会学的観点から、意思自治を一つの法哲学理論として、人の意思は自ら権利義務を創設することができ、当事者の意思が当事者の権利義務の淵源であり、その発生の根拠と考えられる<sup>15</sup>。民法の立場から、意思自治を私的自治の中核として、私人間の法律関係について、意思自治原則を現行法上に反映するならば、それは、法律行為自由原

則となり、具体的には、契約自由及び遺言自由に反映していると考えられる<sup>16</sup>。また、抵触法の立場からいえば、意思自治原則は、当事者意思自治であり、いずれかの国家または地域の法律を選択することにより、それを準拠法として、当事者の権利義務を支配し、確定することになる<sup>17</sup>。さらに、意思自治の本質は、社会構成員である個人が自らの理性に従い、自己の事務を管理することを尊重することになり、国家も他人もその意思自治に干渉してはならないことになる。公法と私法とを区別する観点からすれば、意思自治はそれらを区別する基準であり、それは主に私法自治の主旨を表し、私法文化の中核であり、その理論的基礎は古典自然法哲学の自由および平等に求めることができる<sup>18</sup>。

### 三 中国法上における合意管轄の規則

中国の涉外民商事管轄にかかわる規定は、主に、国際条約及び二国間司法共助条約の他、国内立法及び司法解釈に見られる。

#### （1）国際条約

中国が締結した国際管轄権条約は僅かである。例えば、1953年に加盟した「国際鉄道貨物運送協定」(Agreement on International Railroad through Transport of Goods) 1958年に加盟した「国際航空運輸を統一する規則の条約」、1980年に加盟した「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、2005年に締結した「国家及びその財産管轄豁免条約」が挙げられる。また、諸国との関係における二国間司法共助条約においても、国際民事裁判管轄に関する条項が見られる。

#### （2）国内法の一般規定

国内立法を見れば、まず、涉外民商事訴訟管轄

<sup>12</sup> 最高裁昭和39年3月25日大法廷判決（昭和37年（オ）第449号離婚請求事件）民集18巻3号486頁。本件は、「本件離婚請求はXが主張する前記事情によるものであり、しかもXが昭和21年12月以後わが国に住所を有している以上、たとえYがわが国に最後の住所をも有しない者であっても、本件訴訟はわが国の裁判管轄権に属するものと解するを相当とする」と判示した。

<sup>13</sup> 木棚＝松岡＝渡辺・前掲書262頁以下（渡辺）参照。

<sup>14</sup> 宋建立『国際民商事訴訟管轄権衝突の協商と解決』（法律出版社、2009年）84頁以下参照。

<sup>15</sup> 呂岩峰「当事人意思自治原則論綱」『中国国际私法与比较法年刊』（第二卷）（法律出版社、1999年）46頁参照。

<sup>16</sup> 梁慧星『民法总论』（法律出版社、1997年）151頁参照。

<sup>17</sup> 『中国大百科全书・法学卷』（中国大百科全书出版社、1984年）464頁参照。

<sup>18</sup> 金彭年＝王健芳「国际私法上意思自治原則的法哲学分析」『法治与社会发展』2003年1期96頁以下参照。

権について定めていたのは1982年の『中華人民共和国民事訴訟法（試行）』第5編である。その後、当該法律は1991年に制定された現行法の実施により廃止となり、現行法の第4編、並びに、2000年に執行された『中華人民共和国海事訴訟特別手続法』第2編に管轄権に関する規定が置かれている。また、司法解釈としては、1992年の「最高人民法院『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する若干問題の意見」、2002年の「最高人民法院『涉外民事事件訴訟管轄』に関する若干問題の規定」、2003年の「最高人民法院『中華人民共和国海事訴訟特別手続法』の適用に関する若干問題の解釈」も管轄権にかかわる内容を定めている。

中国法における各種管轄は、次のように分類されている。すなわち、普通地域管轄<sup>19</sup>、特別地域管轄<sup>20</sup>、専属管轄<sup>21</sup>、合意管轄<sup>22</sup>、集中管轄<sup>23</sup>という分類である。それらに関して、2012年に修正された中国民事訴訟法における合意管轄権について注目すれば、中国民事訴訟法上、合意管轄は、明示的合意管轄、黙示的合意管轄（すなわち、応訴管轄）、及び、海事訴訟特別手続法上の管轄という三つに分類されている。

まず、明示合意管轄について、1991年の民事訴訟法は、合意管轄制度を設けて、それぞれ国内民事訴訟の合意管轄と涉外民事訴訟の合意管轄とを区別していた。2012年の民事訴訟法の修正の結果、国内事件と涉外事件のいずれの合意管轄も、

併せて新法第34条に統一して規定している。すなわち、新法第34条は、「契約またはその他の財産に関する紛争の当事者双方は、書面により、契約において被告の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地等の紛争と実質的な関連を有する場所の人民法院が管轄することを協議して選択することができる。但し、本法の審級管轄及び専属管轄についての規定に反してはならない。」と規定しており、今回の修正においては、国内当事者および外国人当事者の訴訟手続き上の地位の平等を実現し、特に国内事件と涉外事件の管轄裁判所の範囲を共に、被告の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地、紛争と実質的な関連を有する裁判所所在地まで広げた。

黙示協議管轄（すなわち、黙示管轄）については、新法第127条を通じ、管轄権に関する異議がかつての第二章管轄から第十二章第一審普通手続きにおける審理前の準備手続きの箇所へ移動した。すなわち、本条は、人民法院が事件を受理した後に、当事者が、管轄権について異議を有する場合には、答弁書を提出する期間内に異議を提出しなければならない。人民法院は、当事者が提出した異議について、審査しなければならない。異議が成立する場合には、管轄権を有する人民法院に事件を移送する旨を裁定し、異議が成立しない場合には、却下する旨を裁定する。当事者が異議

<sup>19</sup> 中国民事訴訟法第21条は、「公民に対して提起される民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。被告の住所地と經常的居住地が一致しない場合には、經常的居住地の人民法院が管轄する。法人又はその他の組織に対して提起された民事訴訟は、被告の住所地の人民法院が管轄する。同一の訴訟の複数の被告の住所地又は經常的居住地が二つ以上の人民法院の管轄区にある場合には、当該各人民法院は、全て管轄権を有する。」と規定し、第22条は、「次の各号に掲げる民事訴訟は、原告の住所地の人民法院が管轄する。原告の住所地と經常的居住地とが一致しない場合には、原告の經常的居住地の人民法院が管轄する。（1）中華人民共和国の領域内に居住していない者に対して提起される身分関係に関する訴訟、（2）行方が不明であり、又は失踪を宣告された者に対して提起される身分関係に関する訴訟、（3）労働教育を受けている者に対して提起される訴訟、（4）服役中の者に対して提起される訴訟」と規定している。

<sup>20</sup> 中国民事訴訟法第265条、契約紛争又はその他の財産権益に係る紛争により、中華人民共和国の領域内に住所を有しない被告に対して提起された訴訟で、契約が中華人民共和国の領域内において締結又は履行され、又は訴訟の目的物が中華人民共和国の領域内にあり、又は被告が中華人民共和国の領域内に差押に供することのできる財産を有し、又は被告が中華人民共和国の領域内に代表機構を設置している場合は、契約締結地、契約履行地、訴訟の目的物の所在地、差押えに供することのできる財産の所在地、不法行為地又は代表機構の住所地の人民法院が管轄することができる。

<sup>21</sup> 中国民事訴訟法第33条は、「次の各号に掲げる事件は、本条に規定する人民法院の専属管轄とする。（1）不動産に係る紛争について提起される訴訟は、不動産所在地の人民法院が管轄する。（2）港湾作業中において発生した紛争について提起される訴訟は、港湾所在地の人民法院が管轄する。（3）相続財産に係る紛争について提起される訴訟は、被相続人の死亡時の住所地又は主要な遺産の所在地の人民法院が管轄する。」と規定し、第266条は、「中華人民共和国において中外合弁企業契約、中外合作経営企業契約、中外合作自然資源探査開発契約の履行に起因して発生した紛争につい

を提出せず、また、応訴、答弁した場合、事件を受理した人民法院に管轄権があるとみなす。但し、審級管轄や専属管轄に違反した場合は、この限りではないと規定している。国内事件と涉外民事事件における合意管轄を整合し、合意管轄制度の本質を実現したとはいえ、国内事件と涉外事件のいずれもかつての立法内容よりも合意管轄裁判所の範囲を広げて、当事者の意思自治を最大限に尊重している。その結果、当事者は、契約の性質、経済上の余裕などの条件により、自分にとって最も相応しい裁判所を選択することができる。但し、内外当事者の訴訟手続き上の平等、当事者意思自治の尊重を図る一方、契約またはその他の財産に関する事件にしか合意管轄の適用を認めず、婚姻家庭、相続などのような自然人の身分や行為能力に関する分野にまで拡大しているわけではない。

さらに、海事事件訴訟当事者の訴訟権利を護るため、1991年に、『中華人民共和国海事訴訟特別手続法』を設けられた。当該法律第8条は、海事紛争の当事者のいずれもが外国人、無国籍人、外国企業または組織であって、当事者が書面で中華人民共和国海事法院の管轄を選択した場合、紛争と実際に関連性を有する場所が中華人民共和国領域内になくても、中華人民共和国海事法院が管轄権を有すると規定している。特別法の一般法に対する優先原則に従い、海事事件の合意管轄問題は、実際に選択した裁判所が紛争と実質的な関連を有することを求めている。

### (3) 合意管轄の効力発生条件

諸国は当事者による合意管轄を認める一方、い

くつかの制限条件を同時に設けている。例えば、日本においては、最高裁昭和50年11月28日判決は、専属的な国際裁判管轄の合意について、①合意の方式については、合意の存在が書面により明らかにされていること、②当該事件が日本の裁判所の専属管轄に属しないこと、③合意された外国の裁判所自身が、当該事件について国際裁判管轄権を認めること、④公序に反しないこと、を要件として、それを認めた。また、合意された裁判所の判決が、後に、内国で承認可能であることを要件とする立場もある<sup>24</sup>。

これに対して、中国法上、合意管轄が認められるには、次の要件を満たさなければならない。すなわち、①当事者の合意によって選択された裁判所が紛争と実際の関連性を有すること、②方式として、書面によること、③合意選択した裁判所が民事訴訟法に定められている審級管轄と専属管轄の規定に違反してはならないことなどが挙げられる。合意管轄の書式要件のみに着目して、日本と比べてみると、日本においては、合意内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式、その他の人の知覚によって認識不可能な方式で作られた記録）によってなされたときであっても、その合意は書面によってなされたものとみなされているが、中国法においては、当事者が裁判所管轄に関する合意は、その後の紛争を避けるため、専ら書面形式に拠らなければならない。裁判所も当事者間の書面形式の合意に従い、約定した管轄条項の効力を判断する。一方の当事者が口頭合意をもって訴訟を起こした場合には、裁判所は明示合

て提起される訴訟は、中華人民共和国の人民法院が管轄する。最高人民法院『中華人民共和国民事訴訟法』の適用に関する若干問題の意見第305条、民事訴訟法第34条と第246条の規定に従い、中華人民共和国人民法院による専属管轄の事件に属する場合、協議で仲裁裁決によって解決することを除き、当事者が書面協議をもってその他の国家の法院を選択することができない。」と規定している。

<sup>22</sup> 中華人民共和国海事訴訟特別手続法第8条は、「海事紛争の当事者のいずれも外国人、無国籍人、外国企業または組織であり、当事者が書面で中華人民共和国海事法院が管轄することを選択した場合、紛争と実際に関連を有する場所が中華人民共和国領域内になくても、中華人民共和国海事法院が管轄権を有する。」と規定している。

<sup>23</sup> 最高人民法院『涉外民事事件訴訟管轄に関する若干問題の規定』第1条は、「第一審涉外民事事件は以下に掲げる人民法院が管轄する。(1) 国務院の批准により設立された経済技術開発区人民法院。(2) 省、自治区首府、直轄市所在地の中級人民法院。(3) 経済特区、計画単列市中級人民法院。(4) 最高人民法院により指定されたその他の中級人民法院。(5) 高級人民法院。」と規定し、第5条は、「香港、マカオ特別行政区と台湾地域当事者の民事紛争事件の管轄にかかわる場合、本規定に準ずる処理を図る。」と規定している。

<sup>24</sup> 櫻田・前掲書329頁参照。

意管轄ではなく、黙示管轄（すなわち、応訴管轄）として、相手方当事者の対処のいかんに従って管轄権の有無を判断する。

因みに、諸国の渉外民商事法律制度は、一般的に本国主権を維持する条項として、公序良俗、社会公共秩序を条件として定めており、公序良俗、社会風習に違反しないことを条件として当事者による合意管轄の効力を認めている。2009年に修正された中国民法通則第159条は、通則中の規定に従い、外国法律又は国際慣習を適用する場合、中華人民共和国の社会公共利益に違反してはならないことを規定し、公序良俗に関する内容を設けたのにもかかわらず、具体的な権利内容を実現する民事手続法には同じ趣旨の条項は設けられなかった。

#### 四 若干の考察

##### (1) 実質的関連性の判断基準

当事者の合意によって選択した裁判所が当事者の財産的契約の紛争と関連性を有すべきか否かという問題について、2011年修正後の中国民事訴訟法第34条は、「契約またはその他の財産に関する紛争の当事者双方は、書面による契約において……等の紛争と実質的関連性を有する場所の人民法院が管轄することを協議して選択することができる……。」という表現を用いているが、果たして、実務においては、如何にして実質的関連性の基準を理解すべきであるか。一般的に、当事者は、その本国裁判所を選択して訴訟を提起する。当事者の本国、または、一方当事者（被告）の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地のいずれも、争議と実質的な関連性を有すると判断することができる。一旦、当事者が被告又は原告の住所地の裁判所が管轄することを約定した場合、その他の連結因素を排除して当事者の住所地の連結点を確定することとなる。当事者

のいずれかの一方の住所地の本国法が契約の実質的関連性を有すると判断された場合に、当事者がその本国法以外の第三国の法を選択することができるか否か問題となる。修正後の中国民事訴訟法には、かような制限が設けられておらず、当事者がその本国を選択した場合であろうが、それ以外の第三国を選択した場合であろうが、紛争と実質的関連性を有する場所の人民法院である限り、その効力は認められる。但し、実質的関連性を有する場所の判断基準については、民事訴訟法及び関連司法解釈には明確な判断基準が示されていなかった<sup>25</sup>。かつて、最高人民法院は、下級高級人民法院による照会に対する回答において、実質的関連性の判断基準を示した<sup>26</sup>。本件の当事者のいずれもそれぞれの本国裁判所による管轄を選択せず、第三国の裁判所を選択することを約定した。このような合意管轄条項を有効として認めるべきか否か、すなわち、当事者によって選択された裁判所が事件と実質的関連性を有するか否かが条項の有効性を判断する基準となる。最高人民法院は、当事者がスイス法を選択した事実は、スイスが本件の紛争と十分に密接関連性を有すると考えられ、当事者がスイスのチューリヒ裁判所を選択したことは、双方当事者が紛争と実質的関連性を有する裁判所を選択して紛争を解決することが証明できたと考えられる<sup>27</sup>。本件の当事者が契約の準拠法をスイス法とすることを定めたという事実は、スイスが本件の紛争と実質的関連性を有することを示しているといえよう。かような実質的関連性として、当事者は、さらに、スイスチューリヒ裁判所によって双方間の紛争を裁決することを決めたことにより、双方当事者が紛争と関連性を有する場所の裁判所によって紛争を裁決する旨を看取することができる。かような合意管轄の選択は、中国民事訴訟法に定められている実質的関連性の原則に合致し、従って、スイスの裁判所は紛

<sup>25</sup> 奚晓明「论我国涉外民商事诉讼中协议管辖条款的认定」『法律适用』2002年3期14頁以下参照。

<sup>26</sup> 1996年3月10日、中化江蘇連雲港輸出入会社（中国籍の会社）は中東海星綜合貿易会社（アラブ首長国連邦籍の会社）との間に尿素の売買契約を締結したが、契約書第13条は、本契約はスイス法が管轄すると解釈する。双方は紛争がスイスのチューリッヒ裁判所によって裁決されることを認める。第17条は、本契約はスイス法が管轄すると定めた。その後、当事者の間に紛争を起し、中国籍会社の中化江蘇連雲港輸出入会社が中国の裁判所へ提訴した。

<sup>27</sup> 奚・前掲14頁以下参照。

争と実質的関連性を有する裁判所ということが出来るものである。最高人民法院は、上述の理由に基づいて、照合書を提出した高級人民法院に回答した<sup>28</sup>。

従って、中国の裁判所は外観形式上の関連性、すなわち、当事者によって選択した裁判所が双方の紛争と外観的に事実上の関連性を有したと、そして、内在実質上の関連性、すなわち、当事者によって選択した裁判所が双方の紛争と明確に事実上の関連を有しないが、何らかの法律上の関連性を有したことは否定できない。当事者が選択した法律は外観上から見れば紛争の事実と全く関連性を有するようには見えないが、当事者が本件契約の準拠法を指定したことが法律上の関連性を有したこととなるということにより、実質的関連性の有無を判断した<sup>29</sup>。

## (2) 合意管轄と互惠原則の関係

当事者による合意管轄を尊重することによって、契約当事者の双方の住所地の本国、契約履行地、契約締結地、原告の住所地、目的物の所在地のいずれも双方争議と実質的な関連性を有すると判断されれば、中国の裁判管轄は紛争事件に対して審理する権限を有せず、合意によって選択された裁判所が専属管轄権を有することとなる。上述した1996年3月10日中化江蘇連雲港輸出入会社（中国籍の会社）と中東海星綜合貿易会社（アラブ首長連邦籍の会社）との間の中国の裁判所の権

限をめぐる事件以来、かような合意管轄の有効性を判断する事件が提起され、中国法上の合意管轄の効力発生要件を満たせば、一般的に、当事者の合意によって、中国の裁判所の裁判管轄を排除し、外国の裁判所の管轄を認めるに至った。例えば、上海市第一中級人民法院は、渡辺淳一の文化芸術出版社に対する小説『香』等の出版ライセンスをめぐる事件<sup>30</sup>において、同法院は、契約書に東京地方裁判所を第一専属裁判所と明記されていることを理由として、当事者の合意を優先し、中国の裁判所が事件を審理する権限を認めず、原告日本国民の起訴を却下した。その他にも、合意管轄を認めて、中国の法院による裁判管轄を否定した例としては、上海市中級人民法院にきる不正競争事件<sup>31</sup>、上海市高級人民法院による不正競争行為の管轄異議上訴事件<sup>32</sup>、最高人民法院による金銭消費貸借契約管轄権事件<sup>33</sup>、福建省高級人民法院による船舶貸借契約費用の担保事件<sup>34</sup>等が挙げられる。しかし、合意管轄の有効性を認めることによって、紛争事件は外国の裁判所において審理となる。中国にかかわる涉外契約の場合、財産が中国領域内にある可能性が高い。そこで、合意管轄が認められた外国裁判所において勝訴となった一方当事者は、当該外国裁判所判決を敗訴当事者の住所地、又は財産所在地の中国の中級人民法院に、判決の承認執行を申し立てることとなるが、中国民事訴訟法第281条<sup>35</sup>、第282条<sup>36</sup>によれば、

<sup>28</sup> 奚・前掲15頁以下参照

<sup>29</sup> 王吉文「涉外协议管辖中的“实际联系原则”评论」『中国国际私法与比较法年刊』（第十三卷）（法律出版社、2010年）145頁参照。

<sup>30</sup> (2008) 沪一中民五（知）初字第210号。

<sup>31</sup> (2003) 沪二中民五（知）初字第256号。

<sup>32</sup> (2004) 沪高民三（知）終字第72号。

<sup>33</sup> (1999) 闽经终字第194号。

<sup>34</sup> (1994) 闽经终字第158号。

<sup>35</sup> 中国民事訴訟法第281条によれば、外国裁判所が下した確定的な法的効力の生じた判決、裁定について、中華人民共和国人民法院の承認執行を必要とする場合には、当事者が直接に中華人民共和国の管轄権を有する中級人民法院に承認及び執行を請求することができ、また、外国裁判所は、当該国と中華人民共和国とが締結し、又は参加している国際条約の規定により、もしくは互惠の原則に従って、人民法院の承認及び執行を請求することもできる。

<sup>36</sup> 第282条によれば、人民法院は、その執行及び承認が申立て又は請求される外国裁判所判決、裁定について、中華人民共和国が締結し、もしくは参加している国際条約により、又は互惠の原則に従って審査した後、中華人民共和国の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反していない場合には、その効力を承認する旨を裁定し、執行が必要であると認める場合には、執行命令を発し、本法の関係規定によって執行し、中華人民共和国の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共の利益に違反する場合には、承認及び執行を行わない。



判決を下した外国の裁判所が中国との間に判決承認執行に関する国際条約、二国間司法共助条約、互恵事実がなければ、裁判管轄を外国の裁判所に認めていたとしても、中国人民法院は条約や互恵事実が存在しないことを理由として申請人の申立て<sup>37</sup>を却下することとなる。中国と日本との間には、判決を相互に承認執行する司法共助条約、互恵事実が存在しておらず、よって、原告の渡辺淳一は日本の裁判所において勝訴しても、中国において承認執行を認められないであろう<sup>38</sup>。渡辺淳一が文化芸術出版社に対して小説『香囊』等の出版ライセンスをめぐる提訴した事件は、後日、和解が成立して終わった<sup>39</sup>。

## 五 おわりに

以上のように、中国との取引を行なう者が中国側の当事者との間において締結された契約の管轄条項の有効性が認められることにより、中国人民法院の司法管轄権が排除されることとなるが、かような結果は、部分的に一方当事者の主張を認め

たとしても、結果的に、中国との間における判決の承認執行に関する司法条約や互恵関係を有しないという理由で却下され、最終的に、当事者の主張は司法上の救済を得られないことが考えられる<sup>40</sup>。よって、外国判決承認執行に関する申立てを却下された事件に対して、最高人民法院が1992年に公布した『中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見』第318条<sup>41</sup>においては、司法共助や互恵関係が存在しない外国の裁判所による判決の承認執行事件に対して、当事者が同一訴訟目的物をめぐって中国で訴訟を起こすことを認めている。しかし、訴訟経済の立場から考えると、当事者の主張を迅速的に護ったとはいえないであろう。諸国は、一般に合意管轄制度を設けているが、かような制度の主旨は、やはり、国家間の相互の信頼および協力を前提とするものであり、これらの信頼および協力があるからこそ、かような制度は外国判決の承認執行を通じて実現されることとなる<sup>42</sup>。

<sup>37</sup> 例えば、日本国民が中国人民法院に日本裁判所判決の承認及び執行を申し立てた事件について、『人民法院判例集（1992年・1996年合訂本民事卷下）』（人民法院出版社、2000年）2170頁参照。また、粟津光世「日中の判決はなぜ相互に執行できないか～大連中院決定と大阪高裁判決の背後に潜むもの～」国際商事法務31巻10号1425頁以下参照。

<sup>38</sup> 李旺『国際私法』（第三版）（法律出版社、2011年）319頁参照。

<sup>39</sup> (2008) 沪一中民五（知）初字第211号。

<sup>40</sup> 李旺「当事人协议管辖与外国判决的承认与执行法律制度的关系初探」『清华法学』2013年7辑104頁参照。

<sup>41</sup> 最高人民法院の『中華人民共和国民事訴訟法の適用に関する若干問題の意見』第318条によれば、当事者は、中華人民共和国において管轄権を有する中級人民法院へ、外国裁判所が下した法的効力の生じた判決、裁定の承認及び執行を申し立てた場合、当該裁判所の所在国が、中華人民共和国と間に条約を締結しないか、又は、共同の国際条約に加盟せず、なお互恵関係も有しない場合、当事者は人民法院に訴えを提起することができ、管轄権を有する裁判所が判決を下し、執行を行うこととなる。

<sup>42</sup> 李・前掲107頁参照。